

決定日 令和8年5月21日

## 決 定 書

栃木県那須烏山市志鳥  
異議申出人 黒 澤 陸 人

上記審査申出人（以下「申出人」という。）から、令和8年5月11日に提起された同年4月26日執行の那須烏山市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の無効票の扱い（数え直し）に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議の申出を却下する。

## 異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙の開票結果について、無効票の扱いに疑義があるとして、開票手続の確認及び再点検（数え直し）を求めて異議の申出をしたものである。

## 決定の理由

### 1 公職選挙法で認められている異議の申出の趣旨について

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）で定められた選挙に関する争訟のうち、市町村の選挙管理委員会に対するものは、法第202条第1項の規定に基づく選挙の効力に関する異議の申出と法第206条第1項の規定に基づく当選の効力に関する異議の申出が認められている。

### 2 当委員会の判断

法で認められている異議の申出の趣旨については、前記(1)のとおりであるところ、申出人の異議申出書には、選挙又は当選の効力を争う旨の記載は見受けられなかった。

当委員会は、念のため、申出人に異議の申出の趣旨を確認したところ、申出人からは、選挙又は当選の効力を争うものではなく、本件選挙において無効票が100票近くあったので、無効票の数え直しを求めるため、本件異議の申出を行ったものであるとのことであった。

よって、本件異議の申出は、法に基づく異議の申出の形式要件を満たしておらず、不適法なものであることから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条第1項の規定により、主文のとおり決定する。

令和8年5月21日

那須烏山市選挙管理委員会  
委員長 佐竹 信哉

（教示）

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で栃木県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。